

授業案⑬ 紛争解決手段と司法の役割

1 対象

小学生（6年生）

2 獲得目標

学校という大小様々な集団があり得る場で他者との関わりを学んでいくなかで、他者との衝突や紛争に直面することは避けては通れない。トラブルを乗り越える方法を身に付けることは、個人の人格の形成陶冶、個人（相手を含む）の尊重という側面では、特に発達段階として未成熟な小学校段階において重要といえる。そこで、学校における紛争の具体例とその解決手段について振り返り、ひいては実際の社会において、どのように紛争が解決されているかを学ぶことで、社会の担い手として必要な能力を養うこと、紛争解決を担う司法への関心を持つことを目的とする。

3 本授業案の意義

前述したように小学校学習指導要領では、社会科において第6学年で「国会、内閣、裁判所と国民との関わりを考え、表現すること。」を身に付けるべき思考力、判断力、表現力等としている。本授業案は、上記三権の中でも司法（裁判所）の紛争解決機能に着目し、学校生活の身近な紛争解決をきっかけとし、現実の社会における紛争解決方法となる裁判制度について考えることで、学習指導要領の目標を達成することを目指す。

4 弁護士がこの授業を行うことの意義

弁護士は日頃から紛争解決を業務として行っていること、司法に関する理論と実務に習熟していることから、児童・生徒に対して、司法や紛争解決のリアルを伝えることのできる立場にあり、この役割を教員が担うことは難しい。そのため、弁護士が行うことに意義のある授業といえる。

5 授業の流れ

段階 時間	○教師の主な発問・指示 ◎学習内容	⇒生徒の反応 指導のポイント
導入 10分	○以下の問題と関連するものを下から選んでください。 (1) Aさんのクラスの給食で、みんな大好きなデザートが出たが、1つ余った。これをどうやって誰のものとするか。 (2) Bさんは休み時間に先生に内緒で持ってきたボールでクラスメートと遊んでいたがそのボールで学校の窓ガラスを割ってしまった。	5分程度で考え、5分程度で想定する答えを伝える。 ⇒(1)じゃんけん (2)謝る or 弁償 or 先生

	(3) CさんはDさんと校庭で遊んでいたところ、遊びに夢中になっていたらEさんにぶつかりEさんにケガをさせてしまい、Eさんは病院に行くことになった。 じゃんけん 話し合う 多数決 先生が決める 謝る・許す お金を払う(弁償をする)	(3)謝る or 弁償 直面するトラブル(課題)によって、解決法が異なることを理解する。
展開1 10分	○1の問題は、選んだものとは違う方法で解決ができるでしょうか。例えば(1)の問題は、弁償という話になるでしょうか。(3)は多数決で解決するものでしょうか。 ○1の問題は、当事者の話し合いで解決はできますか。 ○では、もしみなさんが大人になって、トラブルに巻き込まれたらどういう解決策があるでしょうか。1の選択肢は、大人になっても使えるでしょうか。 ○では、当事者の話し合いだけでこの世のトラブル全てを解決できるでしょうか。 ○どういう場合にできないですか。 ◎話し合いでの力関係や、言うことを聞かない・守らない、その人が言っていることが正しいか分からない、などの問題があり得るので、話し合いはいつも通用するルールではないのかもしれない。 ◎話し合いが成り立つためには、双方が、自分の主張だけでなくその根拠を明らかにするとともに、相手の言うことにも耳を傾けるという態度をとる必要があります。	⇒できない。 1つの解決策が、他の問題の解決策としても良いとは限らないことに気付く。 ⇒できる。 ⇒じゃんけんは使えない場合があるし、先生はいないが、話し合いは有効。 ⇒できない。 ⇒平行線となる場合など。 話し合いは、お互いに言いたいことを伝えるだけでは成り立たないことを理解する。
展開2 15分	○では、お互いだけでは収拾・決着がつかない場合、どうやってトラブルを解決するでしょうか。 (答えが出ない場合) ○先ほどの例で、「先生が決める」というのありましたね。何かめ事が起きたときに、みなさんにとっての先生には、どういう役割があるでしょうか。 ○社会では、裁判、という仕組みがあって、司法、という役割を果たしています。 ○裁判、というのは、裁判官が行いますが、次のような場合、問題はないでしょうか。 (1)裁判官がどちらかの友達、ということはいいいでしょうか。 (2)裁判官が自分の好みに従って判断したら、受け入れられますか。 (3)裁判官の判断に相手が従わない。 →5分程度考える	⇒誰か第三者に入ってもらおう。 答えが出ないような場合、先生が決める、というところをきっかけにして、第三者がお互いの話を聞いて調整役をする、という点につなげる。 進行の程度によって、裁判という制度があることについて教員から発問することもある。

	○(1)についてですが、トラブルを解決する人がひいきをしそうだと、その解決策が不公平だったり、納得できなかったりする場合があります。そこで、公平、中立な人が間に入る必要があります。実際の裁判制度では、裁判官がどちらかに偏るような場合、自ら裁判を外れたり、申立てにより外れたりする制度があります。 (2)は、裁判官は法に基づいて判断をします。自分の好き勝手に判断することはできません。 (3)は、裁判を用いるということは、トラブルを実際に解決できる必要があるので、従わない人には強制的に従わせる、強制執行の仕組みがあります。また、納得できない人は、別の裁判官の判断を聞いてみる、という仕組みもあります。 いずれの問題も、トラブルがきちんと解決できるよう、制度が作られています。 また、裁判員制度という、裁判に一般の人たちが混ざる仕組みがあります。国民の声が司法に反映されるようにもなっていて、よりよい解決を目指しています。	(1)裁判の中立性 (2)裁判手続の正当性、手続的正義、権威の問題 (3)終局的解決の重要性や、判決の説得力がトラブル解決に必要であること。納得できない場合の上訴制度 裁判員制度・国民の司法参加
まとめ 10分	○話し合いによる解決が重要であること ○話し合いだけでは解決ができないこともあるが、そういうときには第三者が入ることで解決に資すること。 ○実際の社会では調停・裁判という仕組みで紛争が解決されること、その中には国民が参加できる仕組みもあること、決して自分と無縁ではないことについて触れる。	児童たちが大人になっても話し合いをしてトラブルを解決することは重要であるし、第三者が間に入る制度として調停、裁判という紛争解決制度があることを伝える。 話し合うこと、当事者が合意することの重要性を理解してもらう。

ワークシート

1 以下の(1)から(3)のできごとについて、下の□の中からふさわしい解決方法を考えてみましょう。

- (1) Aさんのクラスの給食で、みんな大好きなデザートが出たが、1つ余った。これをどうやって誰のものと決めるか。
- (2) Bさんは休み時間に先生に内緒で持ってきたボールでクラスメートと遊んでいたらそのボールで学校の窓ガラスを割ってしまった。
- (3) CさんはDさんと校庭で遊んでいたところ、遊びに夢中になっていたらEさんにぶつかりEさんにケガをさせてしまい、Eさんは病院に行くことになった。

じゃんけん 話し合う 多数決 先生が決める 謝る・許す お金を払う（弁償をする）
--

2 次のようなできごとがあったら、1の□にある解決方法はあてはまるでしょうか。

- (1) 知人にお金を貸して1週間後に返してもらう約束をしたが、返してくれない。
- (2) 隣の家の土地から大きな木が自分の家の土地まではみ出ている、落ち葉がじゃまになる。

3 裁判というしくみで、次のようなできごとがあったら、問題はないでしょうか。

- (1) 裁判であらそっている2人のうち、裁判官が片方の友人だった。
- (2) 裁判官があらそっている2人の考えについて、自分の好き嫌いで判断をした。
- (3) 裁判官の出した判決（解決案）の理由に納得できない相手が、判決に従わない。

4 最後のまとめを聞いて、思ったこと、気付いたことを書いてみましょう。